防災・減災、国土強靱化のさらなる推進に向けた意見書

近年,全国各地で台風や集中豪雨,能登半島地震をはじめとした大地震,火山噴火等の大規模自然災害が頻発化・激甚化しており,甚大な被害が発生している。

本県は、本土の大半をシラス等の特殊土壌に覆われ、また、台風常襲地帯であるため、毎年 のように大きな被害が発生しているところである。

一方,災害を未然に防止するため,防災対策を実施した箇所では,家屋の浸水被害がなくなるなど,対策効果が十分に発揮された箇所もあり,事前防災の重要性を再認識したところである。

国においては、令和5年6月には改正国土強靱化基本法が成立し、7月には新たな「国土強 靱化基本計画」が閣議決定されたところである。

本県においても、「5か年加速化対策」予算等を積極的に活用し、流域治水対策などのハード対策やソフト対策、高規格道路のミッシングリンク解消、インフラの老朽化対策など、防災・減災、国土強靱化に取り組んでいるところである。

しかしながら、その取組は未だ道半ばであり、防災・減災、国土強靱化のさらなる推進には、 中長期かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことが重要で ある。

よって、国におかれては、自然災害等に備えた防災・減災対策、国土強靱化の充実強化を図り、安心・安全な県民生活を実現するため、昨今の資材高騰や賃金水準の上昇も踏まえ、次のとおり措置されるよう強く要望する。

記

- 1 強靱な国土づくりを強力かつ計画的に進めるため、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な予算・財源を確保するとともに、予算については、円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。
- 2 改正国土強靱化基本法を踏まえ、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を当初予算でしっかりと確保すること。
- 3 防災・減災対策,国土強靱化の取組を推進するため,事業採択前に必要な調査・設計など 地方単独費を要する業務について,地方財政措置の充実・強化を図ること。
- 4 令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」並びに令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」及び「緊急防災・減災事業」について、今後も、防災・減災、国土強靱化を推進するため、期限を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月18日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 財務大臣 総務大臣 総務大臣 国土交通大臣 内閣官房長官 国土強靱化担当大臣 内閣府特命担当大臣(防災)